

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定（以下、「本決定」という。）の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成30年10月29日（平成30年10月29日受付）

請求内容：平成27年と平成30年の主路線の幅員とそれに対応する標準宅地番号の公開を求める。

請求内容の補正依頼：平成30年11月12日付名課第1594号

実施期間の処分：平成30年12月12日付名課第1845号（不存在決定）

3 実施機関の説明趣旨

幅員は平成27年度以降、標準宅地鑑定業務委託に係る会議資料にのみ記載されている。審査請求人は、平成30年8月22日にも本件と同様の公開請求を行っており、名張市は平成30年10月18日付名課第1422号にて、条例第6条第3号及び第4号アにより非公開決定を行っている。

そのため、名張市は本件の請求を「会議資料以外」を対象としたものと特定し、不存在決定を行った。

4 審査請求理由

幅員は平成24年度まで路線価調書に記載されており、平成27年度から公開できない理由、存在しない理由に正当性がない。

当該会議資料について、評価作業中は当然に秘匿性を有すると認識しているが、課税後は説明のために必要な資料であれば秘匿性はないはずである。名張市は評価作業中の秘匿性と納税額決定後の説明責任とが区別できていない。

また、平成30年12月12日付け名課第1845号の不存在決定は、平成30年8月8日の公開請求からの継続した請求に対する処分であり、結論を不当に延長された。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定について

本決定につき、当審査会が実施機関への聴取により事実確認を行ったところ、下記の説明を受けた。

記

ア 幅員は平成24年度まで10cm単位で路線価調書に記載されていたが、実際に評価を決定する際に使用するのは、主路線から比準してその他路線（従路線）の評価額を求める際に用いる“幅を持たせた幅員”である。

イ 10cm単位の幅員を記載するのは実態に即していなかったため、平成27年度以降は現に使用する“幅を持たせた幅員”を路線価調書に記載するよう改めた。

ウ 平成24年度までとは異なり、平成27年度以降については、名張市が委託先から得ている幅員情報も“幅を持たせた幅員”である。

以上

この実施機関の説明は、路線価調書に関し、幅員情報の収集並びに評価の実態を適切に踏まえたものであり、説明内容は具体的かつ合理的で信用に足るものであり、いずれの事実も認められる。

審査請求人は「平成24年までは記載されていた」と主張していることから、平成27年度・30年度についても、過去の公文書と同様に10cm単位の幅員の記載された文書の公開を求めているものと理解できる。しかしながら、平成27年度以降、公文書には10cm単位の幅員は記載されず、記載があるのは“幅を持たせた幅員”であり、審査請求人が求めているものとは異なる。

また、会議資料に記載されている10cm単位の幅員はあるものの、あくまで参考として過去のデータを基に記載されたものであり、それをもって平成27年度の幅員とは言えない。

よって、そもそも審査請求人の意図している10cm単位の幅員が記載された公文書は存在しない。

以上のことから、不存在決定は妥当と判断する。

なお、平成30年8月8日の公開請求から継続しているという審査請求人の主張については、平成30年10月23日付で取下書が提出されており、平成30年8月21日の公開請求は平成30年10月18日付で非公開決定及び不存在決定がなされていることから、本件審査請求とは別件であると判断し、これに係る実施機関の判断も是認できるものである。

(2) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 6月27日	諮問
令和元年 8月 9日	令和元年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和元年 8月13日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
会長職務代理	木村 那津子	楠井法律事務所 弁護士
委 員	國富 静代	人権擁護委員
委 員	下庄 隆文	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長